

○王寺町公益通報（外部の労働者等からの通報）に関する事務処理規程

（目的）

第1条 この規程は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に基づき、王寺町(以下「町」という。)が処分又は勧告等の権限を有する外部の労働者等からの公益通報(以下「外部公益通報」という。)について、適切に処理するために必要な事項を定めることにより、公益通報者(以下「通報者」という。)の保護及び事業者の法令遵守を図ることを目的とする。

（通報窓口）

第2条 町は、外部の労働者等からの通報及び相談を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を通報者に明確にするため、秘書人事課に設置する。

2 通報窓口は、外部公益通報に関する一般的な相談への対応及び外部公益通報があった場合に、通報対象事実に関する処分又は勧告等の事務を所掌する課（以下「所管課」という。）への取り次ぎを行うものとする。

3 通報窓口又は所管課は、外部公益通報があった場合において、通報対象事実に係る処分又は勧告等を行う権限が町以外の行政機関に属することが明らかなきときは、当該行政機関を通報者に教示するものとする。

4 通報窓口は、法第2条第3項に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている場合における通報を受け付けるものとする。

（通報の受付等）

第3条 通報窓口又は所管課は、通報対象事実に関係する事業者には雇用されている労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者及び当該事業者の役員からの通報を受け付けるものとする。

2 所管課は、通報に関する秘密は保持されること、個人情報保護されること、通報受付後の手続の流れ等を通報者に説明するとともに、次に掲げる事項を把握するよう努めるものとする。ただし、匿名による通報のため通報者への説明が困難である場合又は、通報者が説明を望まない場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(1) 通報者の氏名

(2) 通報者の連絡先

(3) 外部公益通報の内容となる事実の概要及び当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由の有無

3 所管課は、誠実かつ公正に通報に対応しなければならず、正当な理由なく通報の受付又は受理を拒んではない。

4 所管課は、当該通報の内容を精査した上で記録し、外部公益通報として受理したときはその旨、受理しないときはその旨及び理由あるいは情報提供として受け付ける旨を、遅滞なく通報者に通知するものとする。ただし、匿名による通報の場合又は通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（調査）

第4条 所管課は、必要があると認めるときは、通報された事実について速やかに調査を開

始するものとする。この場合において、調査は、通報に関する秘密の保持及び個人情報保護のため、通報者が特定されないように十分に留意しつつ、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。但し、通報窓口及び所管課の職員で通報内容と利益が相反する職員については、調査する権限を排除するものとする。

2 所管課は、調査を行う場合はその旨及び着手時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、遅滞なく通報者に通知するものとする。ただし、匿名による通報の場合又は通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

3 所管課は、特別の事情があるときは、弁護士その他の識見を有する者に調査の協力を依頼することができる。

4 所管課は、調査が終了したときは、調査結果を記録するとともに、適切な法令の執行の確保並びに利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障のない範囲において、その結果を速やかに取りまとめ、その内容を遅滞なく通報者に通知するものとする。ただし、匿名による通報の場合又は通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

5 所管課は、外部公益通報を受理した後において、通報対象事実に係る処分又は勧告等を行う権限が町以外の行政機関に属することが明らかになったときは、当該行政機関を通報者に教示するものとする。

（調査結果に基づく是正等措置）

第5条 所管課は、調査の結果、通報対象事実が存在し、必要があると認めるときは、速やかに法令に基づく処分その他必要な是正等の措置(以下「是正等措置」という。)を講じるものとする。

（是正等措置の通知）

第6条 所管課は、是正等措置を講じたときは、その内容を、適切な法令の執行の確保並びに利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、遅滞なく通報者に通知するものとする。ただし、匿名による通報の場合又は通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（通報窓口への報告）

第7条 所管課は、通報者に対し通知を行った場合、その通知内容を通報窓口へ報告するものとする。

（利益相反関係の排除）

第8条 職員で、次の各号のいずれかに該当する場合、通報等への対応に関与してはならない。

（1）通報等に係る事実により、法令違反行為等の発覚のおそれのある者又は実質的に不利益を受けるおそれのある者

（2）通報者等又は被通報者と親族関係にある者

（3）通報等にかかる事案に関する公正な調査又は是正等措置の検討又は実施を阻害し得る者

2 通報窓口及び所管課は、通報等に係る事案の調査、是正等措置の検討、実施その他の通報等への対応の業務に着手する時点で、職員が前項各号のいずれにも該当しないことを確認し、そのいずれかに該当する場合、通報等への対応に関与させてはならない。

(秘密保持及び個人情報保護)

第9条 通報窓口の職員、調査に従事した職員その他各通報事案に関与した者は、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図り、当該通報に関して職務上知り得た一切の事項を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。当該職を退いた後においても、同様とする。

2 町は、前項の規定に違反した者に対し、懲戒処分その他適切な措置を講じるものとする。

(文書等の取扱い)

第10条 各通報事案に関して作成又は取得した文書その他の記録は、通報窓口及び所管課において職務上必要とされる職員(通報内容に係る職員として調査の関与から排除された職員を除く。)のみで取り扱うものとし、当該職員は、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底が図られるよう、適切に管理しなければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、外部公益通報の処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。